



No. 33

しょうわ 広報

昭和51年11月発行 役場企画室 編集

秋の全国火災予防運動



町の人口

11月1日現在

人口	7,467人
男	3,723人
女	3,744人
世帯数	1,949戸

都市化が進み中で、町にも高層建築があちこちで建てられているのが目につきます。

この高層建物の火災は大きな被害と多勢の犠牲者を出しています。

11月26日から秋の火災予防週間が始まりました。火の元には充分注意しましょう。

(写真は押原小学校での避難訓練)

代的校舎に

新校舎に移転



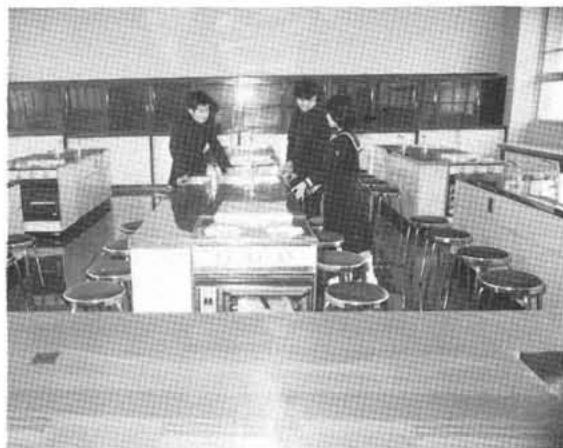
老朽化と都市化の進む人口急増で移転新築に迫まれていた押原中学校舎が関係各位のご協力により予定どおり無事工事が終り、十月二十九日に竣工式が行なわれ十一月一日より新校舎で授業が始まりました。

総工費五億三千余万円の鉄筋コンクリート四階建のこの校舎は、町の将来と生徒の増加を考え、当面の予測生徒数九〇〇人（うち八教室増築を含む）を推定した規模のもので、建物、教室内とも明るい近代的建物で運動場規模、教育設備とも県下の代表的な中学校になりました。

また昭和二十五年に建てられ、昨年度まで数多い卒業生を送り出した旧押原中学校は、危険校舎ということで、今年度内に取り壊さ

施設の概要 鉄筋コンクリート4階建

学校用地総面積	3 1,6 4 5. 1 0 m^2 (9,5 7 2 坪)	
建物敷地面積	7,5 3 4. 0 2 m^2 (2, 2 7 9 坪)	
運動場面積	2 4, 1 1 1. 0 8 m^2 (7, 2 9 3 坪)	
1階面積	1, 0 8 7. 8 0 m^2	職員室・応接室・放送室・給食室・会議室・相談室・保健室・更衣室・美術室・技術教室
2階面積	8 3 2. 3 9 m^2	普通教室4・視聴覚室・家庭科・資料室
3階面積	"	普通教室4・図書室・生徒会室・被服室
4階面積	"	普通教室3・音楽室・理科室2



理 科 室



テレビ放映もできる放送室

旧校舎をあとにして、まことに
 勉強をしてもみんなの顔
 が、生き生きと見えて毎日がと



押原中1年
 鷹野百合子

いよいよ新校舎での授業が始
 まった。見る物すべてが新し
 すぎて何か親しみを感じない点も
 あるが、心がわくわくしてさ
 ずにはいられない。
 卒業するまでに新校舎へは
 れないものとはばかり思っていた
 ので、うれしさも倍になった。
 早くこの環境に慣れて学校生活
 を楽しくすごしたい



押原中3年
 葉袋 由仁

声

旧校舎で勉強した思
 い出
 新校舎に入った感想
 を一言づつ語って
 いただきました。



数々の思い出を残した旧校舎

明るい近

押原中学校

れる予定で、生まれ変わった立派な新校舎に移った喜びの反面、長年にわたり数々の思い出を残して去る旧校舎にいちまつのさびしさが感じられます。



建築中の新校舎



巾広い音楽室



ガステーブル、水道など整った家庭科室

時代の流れとは申せ、戦後の混乱期であった当時、木造二階建の旧校舎は近隣市町村でも代表的な校舎でした。
この校舎に入った時、現在の鉄筋コンクリート建とは違う、木造づくり特有の木の香りが教室内に漂ったことが今でも思い出されます。
立派な建物、教育施設の整った恵まれた環境の中で、しっかりと勉強し、将来、町を背負う人となって下さい。



押小PTA会長
山下 譲二

でも楽しく思えます。この学校で充実した学校生活を送り新しい気持ちで中学校生活を有意義なものにしていきたいと心がけています。

新校舎へ入った生徒のみなさんおめでとう。

思いおこせば私たちは、今は取り壊される運命にある旧校舎が新築された昭和二十四年に今のみなさんと同じ気持ちで入りました。

町にはいったお金

一般会計 7億8045万円

種 類	収 入 額	構 成 比
町 税	1億5704万円	20%
地 方 譲 与 税	470	1
自 動 車 取 得 交 付 金	717	1
地 方 交 付 税	2億2467	28
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	79	1
分 担 金 ・ 負 担 金	4885	6
使 用 料 ・ 手 数 料	670	1
国 庫 支 出 金	1億2495	16
県 支 出 金	5116	6
財 産 収 入	2	0
寄 付 金 ・ 繰 入 金	0	0
繰 越 金	668	1
諸 収 入	1480	2
町 債	1億3292	17
合 計	7億8045万円	100

町では毎年三月の議会で、その年の予算を決め、どのような事業にどのように使われていくかを決めます。
そしてこの一年間行なわれた諸事業に使ったお金を議会で報告し、承認されたもののみ、なさんに報告することになっています。

昭和五十年度は歳入総額七億八千四十五万円に対し、中学校舎建設事業費を中心に歳出総額七億七千四百一十一万円で差引六百三十三万円を翌年度へ繰越しました。
以下五十年年度の決算状況を報告いたします。

7億8千万円のゆくえ

50年度決算報告

私たちは昨年どのくらい

税金を納めたでしょう

50年1月現在

人口 6,730人 世帯 1,688戸

1人あたりの税金 (23,267円)

1世帯 (92,766円)

(町税収納状況)

対前年度比較

町税の種類	収 入 額 (50年)	収 入 額 (49年)	差 増 減	引 減 万円
町 民 税	6,774	8,680	△	1,906
固 定 資 産 税	6,598	4,660		1,938
軽自動車税	276	261		16
たばこ消費税	1,099	995		104
電 気 税	562	575	△	13
特別土地保有税	395	347		49
合 計	15,704	15,516		188

たばこ消費税は町にどのくらいもどったか

一世帯あたり 6,516円
一人あたり 1,634円

電気税は町にどのくらいもどったか

一世帯あたり 3,333円
一人あたり 836円

私たちが毎日吸うたばこや、日常生活にかかせない電気にはそれぞれに税金がかかります。その税金を、たばこ消費税、電気税といえます。これらの税の中から一部町に還元されますが、その額は五十













年度のたばこ消費税、電気税を合わせると一千六六〇万円あまりになります。たばこは地元で買上げたものに対して交付されますので、地元の商店を大いに利用して下さい。

たばこ消費税・一千万円が

一町税はどのくらいか

おもな支出

一般会計 7億7411万円

 議会費 1,983万円	 総務費 1億2009万円	 民生費 1億0538万円	 衛生費 7,436万円
 農林水産業費 5,942万円	 商工費 221万円	 土木費 7,926万円	 消防費 2,719万円
 教育費 2億3478万円	 災害復旧費 566万円	 公債費 4,589万円	 諸支出金 4万円

(町 の 財 産)

土地・建物	土	地	67,312㎡
	建	物	9,536㎡
有価証券	第一勸業銀行券		87,750円
	プラスチック処理センター		110,000円
	日本電々公社債		40,000円
出資による権利	農業信用基金出資金他		352,000円

(町 の 借 金)

地方債	地方病溝渠事業債	3億5,878円
	義務教育施設事業債	2億5,195円
	減税補てん債	2円
	公営住宅建設事業債	597円
	道路整備事業債	4,551円
債務	耕地整備事業他	1億2,269円
	総額	4億6,201円
計		12億4,693円

特別会計の決算

会 計	歳 入	歳 出	差引繰越額
国保会計	1億2378円	1億2140円	238万円
渇水対策特別会計	392円	16円	376万円

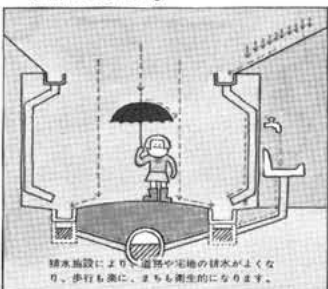


明るい町づくり

区画整理なぜ必要か

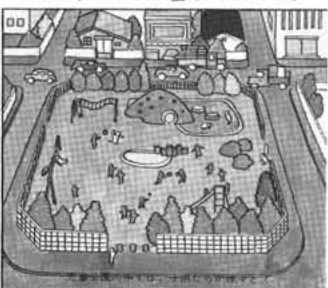


住宅地や工業地を計画的に造成することができます。



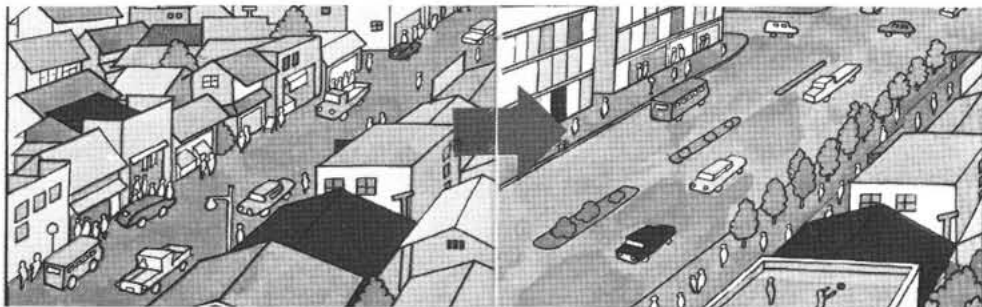
排水施設により、道路や宅地の排水がよくなり、歩行も楽に、まちな衛生的になります。

道路や宅地の排水がよくなり、歩行も楽に、まちな衛生的になります。



児童公園の中では、子供たちが仲々と！

幹線的な道路は、歩道と車道が分離され、安心してシヨツピングもできるよようになります。また、まち並も近代的になるでしょう。

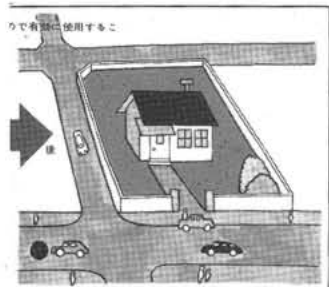
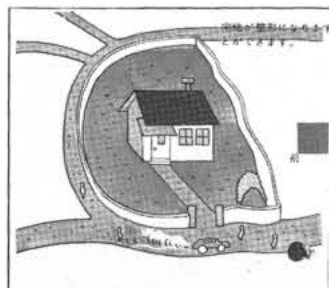


わたしたちが住んでいる町のまわりを眺めてみましょう。

新しい都市計画で分けられた市街化区域には建物がつぎつぎに不規則に建られています。しかし道路はどうでしょう。古い昔のままの狭い道路しかなく、このままの状態が開発が進みますとやがて建物だけが密集し道路、公園、下水道は作れず、日常生活に不便なばかりでなく、万一地震、火災、台風などのときには大きな被害を受ける恐れになります。

このような欠陥をなくして住みよい街をつくるには道路の築造とか、公園の造成、排水施設などの1つ1つを実施する方法もありますが町ではこのような公共施設をすぐつくれる財源はなく時がたつにつれ無秩序な開発がすすむほか、その周囲の土地の中に利用できない不整形な土地が残ったりして十分な効果は望めません。

そこでどの土地も十分に利用できるように土地の交換分合を行ないながら、道路、公園排水などの工事を同時に実施できる土地区画整理が必要になってきます。市街化区域では大いに本事業をとりいれるべきでしょう。



宅地が整形になりますので有効に使用することができます。



お客様の訪問も楽になります。

自分で選ぼう 郷土のため

衆議員議員総選挙

投票日は12月5日

午前七時から午後六時まで

戦後十三回目の衆議院議員総選挙と、最高裁判所裁判官国民審査が併わせて、十二月五日に行なわれます。わたしたち国民が自由にだれをも選べる権利を持つ大事な一票です。私たちの郷土から送り出す政治をあずかる代表をよく見、よく聞き、よく考えて選びましょう。

投票できる人

○ 年令要件
昭和三十一年十二月六日以前に出生したもの。

○ 住所要件
昭和五十一年八月十四日以前から住民基本台帳に記録されている者及び同日以前に転入の届出をしたもの。

投票できない人

投票できない人は、昭和町外に転出した人。昭和五十一年十二月五日に満二十才にならない人。そのほか公職選挙法の規定により選挙権を有しない人は投票できません。

昭和51年12月5日執行
衆議院議員選挙時登録者数調べ

投票区	男	女	計
第一区 押越	247	254 (1)	501 (1)
第一区 中島	269	280	549
第一区 阿原	131	157	288
第一区 計	647	691 (1)	1,338 (1)
第二区 一二	203	184	387
第二区 新田	502	506 (1)	1,008 (1)
第二区 計	96	105	201
第三区 築地	225 (1)	222 (1)	447 (2)
第三区 飯喰	118 (1)	121	239 (1)
第三区 河西	196 (1)	225 (1)	421 (2)
第三区 上河東	275 (1)	292	567 (1)
第三区 計	814 (4)	859 (2)	1,674 (6)
第四区 清水	182	193	375
第四区 計	182	193	375
合計	2,444 (4)	2,538 (3)	4,983 (7)

(注) ()内は、登録基準日(11月14日)の翌日(11月15日)から投票期(12月5日)までに満20才に達する登録者数

(投票所案内図)



不在者投票

- 不在者投票をするには、三つの要件があります。
- ① 有権者の本人が、所属する投票区以外で職務または業務に従事した場合。
 - ② やむをえない用務や事故のため昭和町を離れて旅行中または滞在中の場合。
 - ③ 疾病、負傷、妊娠、老衰、不具あるいは産じょくにあるため歩行が著しく困難な場合以上のようなことから投票日に自ら投票所に来て投票できない場合です。

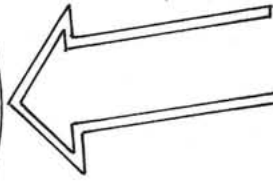
◇ 八月五日以降
転入された方へ

昭和五十一年八月五日から同年十二月四日までに、他市町村から転入された方は、その前住地の市町村の「居住証明」をお持ちいただき、受付に提出願えば投票することが出来ます。



スポーツの
秋を飾る、体育
祭、運動会が終り、
全員参加を呼びかけたも
の、年ごとに急増する人口
増で出場出来なかった人たちも多
かったでしょう。反面、各部落ごとで
行なわれている運動会も、年々増
えてきています。健康づくり
に、運動会ばかりでなく
はば広いスポーツに
参加しましょ
う。

体育祭 カメラ フラッシュ



“ 全員参加 ” 綱引から



お母さんもこしをのぼして ～町体育祭から～



おとしよりの手で運動会を ～紙漉阿原部落で～



目標をかかげて行なわれた小学校運動会



町民はスポーツが好き

体育意識調査から

町民のスポーツの普及状況や、スポーツに対する考え方方を調査し、今後の社会体育の振興のための資料にするため体育指導委員が行なった意識調査の結果がまとまりました。(くわしい表は教育委員会にあります)

一、主なものを上げてみますと、スポーツは好きですか、きらいですかという質問では次の表の通りです。

	20才代		30才代		40才代		50才代		60才代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	69%	44%	76%	58%	60%	48%	55%	31%	50%	70%
2	31%	43%	16%	38%	32%	47%	45%	62%	41%	20%
3	0	13%	8%	4%	8%	5%	0	7%	9%	10%

1. 好き
2. 好きでもきらいでもない
3. きらい

この表からわかるように好きと答えた人が全体で五七%になり、2の好きでもきらいでもないを含めると各年代とも九〇%をこえている。きらいと答えた人はわずかであり、これからは全員の参加ができるようなプログラムを考えていくべきである。

二、日常どのくらいスポーツや運動をしていますか。

1. ほとんど毎日している。
2. 週2/3回ぐらい。
3. 月2/3回ぐらい。
4. 何回と決めず、たまにする程度
5. ほとんどしていない。

下の表からわかるように、「何回と決めず、たまにする」「ほとんどしていない」と答えた人が圧倒的に多く、一の調査で好きと答えた人も計画的に実施している人は少ない

	20才代		30才代		40才代		50才代		60才代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	0%	0	4%	3%	7%	5%	0	0	12%	0
2	10%	6%	4%	3%	7%	5%	27%	0	0	0
3	21%	13%	40%	8%	11%	5%	0	8%	0	0
4	37%	33%	28%	57%	52%	45%	46%	38%	38%	22%
5	32%	48%	24%	29%	23%	40%	27%	54%	50%	78%

三、どんなスポーツや運動を

していますかという質問では、男子はソフトボールが多く、高年合層にいくにしたがってラジオ体操や散歩が多くなっている。女子はバレエ、ラジオ体操が多くナワトビ、サイクリングなど巾広く行なっている。

四、スポーツをする理由は、男はスポーツが好きだからとか楽しみや気晴しのように、スポーツそのものを愛する人が多く、一方女子はどちらかと

いうと運動不足を感じるために、意識的に運動している傾向がみられる。スポーツはいろいろの要素をもっているで、ひとつの理由で行っているものは少なく、同時に、親睦のためであったり、健康のためであったりする。

五、スポーツや運動をしないのはなぜかという質問では「仕事に忙しいから」というのが圧倒的に多い。五十代、六十代になると年をとったからという人も多くなるが、年をとったり、仕事で忙しい時こそスポーツや運動が必要ではないでしょうか。疲れをしない健康的な生活を維持していくには、適度の運動が必要である。

六、これから行なってみたい種目としては、男女とも歩け歩け運動の希望が圧倒的に多く男子はソフトボール、キャッチボールが続いている。女子は、サイクリング、バレエボール、体操などの順になっている。

七、町の体育協会や体育関係者に対する希望意見として

1. 施設、設備の充実
2. 行事が勝敗にこだわらなくて楽しめるので楽しくでき

るようにしてほしい。

3. 体育協会の費用のつかいかたを考えてほしい(特にスキーバス)

4. 初心者各種のスポーツ教室や講習会を実施してほしい。

5. 四〇才以上の人たちで楽しめる競技や大会を実施してほしい。

6. 球技大会と合せて陸上競技会等も入れ、冬期は剣道、柔道、銃剣道等は幅広いスポーツをとり入れてほしい。

また、多くの意見がありました。紙面の都合ではできませんが、皆様方の希望は体協の役員会などで研究していきたいと思えます。

以上、主な調査項目についてふれてきましたが、町民はスポーツの好きな人が多い割に、実際に参加している人(常時活動として)が少なく、運動不足とうたっている人が多いわけですが「自分の健康は自分で守る」以外にありません。体育指導委員もこれらの調査を参考にし、町民の皆様が一人でも多くスポーツや運動に参加していただけるよう研究していきたいと思えます。調査にご協力くださいました皆様にお礼申し上げます。(昭和町体育指導委員会)

青色申告のおすすめ

—新規開業・白色申告者

納税はお早めに

—督促手数料が上がりました

税金の督促手数料が上がりました……：税条例の改正により、昭和五十一年度課税分の税金より督促手数料が従来十円だったものが五十円に引上げられました。

督促手数料は税金を滞納した特定の人のためにとられる督促という役務の費用を償うために徴収されるものですので、諸物価高騰などにより従来額ではこれに見合わず手数料引上げを余儀なくされ今回の措置がとられたもので、税金を納めるには納期限内にお忘れなく納税して下さい。

④青色申告をするための手続きは簡単です。帳簿は誰にでもつけられるやさしいものです。記帳は商売繁栄の第一歩

⑤色んな特典を利用すると青色申告の方が有利です。

青色申告は節税の第一歩

青色申告のことならなんでもお氣がるにご相談ください。

甲府税務署所得税部門

青色申告指導担当

電話〇五五二(三三)三二一内線二四五

農地解放の農地は

正しく登記されていますか

農地改革により解放された農地について、あなたの権利は正しく登記されているでしょうか。

解放農地の登記は農業委員会と県がその事務を行ってき

ましたが、戦後の過渡期に処理したため、一部に登記もれ

や、まちがった登記をしたものがあるかもしれません。この調査によって、これらの登記を一日も早く完全なものにして下さい。

登記のすまないもの、まちがっているもの、又は地図(公

図)のまちがいを、そのままにしておくと、あなたは思わぬ不利益を受けることがあります

農地の登記連絡表

住所
氏名
(完渡を受けた者(住所氏名)印)

昭和町農業委員 殿
県 農 地 課

(一) 登記がもれている
土地の表示

大字 字 地番 地目 地積

先渡しを受けた年月日	内 訳	備考
既墾地解放小作地		
開拓地入植・増反		

(二) 登記がまちがっている

先渡しを受けた年月日	内 訳	備考
既墾地解放小作地		
開拓地入植・増反		

なります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、これに応じられないこととなります。また、戸籍の閲覧はできません。

御注意

本人と関わったり、うその事由を示して戸籍の謄本の交付を受けたときは、過料に処せられることがあります。

なお、郵便で請求する場合も「請求の事由」を示して下さい。手数料は必ず現金書留か郵便局の定額小為替で納めてください。

戸籍謄本の請求には

「使用目的」を明らかに

十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正されます。改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

一日以後、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくことに

危険物処理場の使用が 変わりました。

危険物などの処理は、処理センターの建設までの暫定期間として、下押越地内の処理場で処理しておりますが、不法投棄が著しく、このたび処理場に扉及び扉の設置を設け投入指定日時を決め、不法投棄に対しては処分処置がとられます。

○投入指定日時

毎月（第一土曜日
第三日曜日）

午前八時三十分～十二時

○不法投棄処置

指定日以外に周囲へ捨てた場合は、町内外を問わず不法投棄として判明次第法律により罰金（五万円以下）または告訴処分いたします。



下押越の危険物処理場

農耕用軽油価格に 免税措置が

軽油引取税は道路の費用に充てるため課される県税です。しかし特定の用途に供される軽油の引取りについては、免税の措置が採られております。免税対象となるものには、農耕用であり、軽油を使用し

なければならぬ動力機械で免税額は一リットルあたり十九円五十銭です。

なお免税の交付を受ける

場合は、くわしいことを中部県

税事務所 間税第二課、電話

〇五五二 三七 一一 一番

内線七三、または役場振興課

二一一番までお問合せください。

交通事故無料 相談所開設

社団法人日本損害保険協会では、甲府市に「自動車保険請求相談センター」を開設していただきます。

甲府調査事務所にて多年経験のある専門の相談員が強制（自賠）任意を問わず、自動車保険の請求並びに示談等交通事故に関する全般の相談に応じています。

相談料は一切無料ですのでお気軽に相談にお出かけください。

△開設場所

甲府市丸の内一―一二―四

安田火災ビル三階、自動車保険料率算定会甲府調査事務所

内 甲府自動車保険請求相談センター

△相談時間

平日 九時三十分―十六時三十分

土曜日 九時三十分―十二時

△電話番号

〇五五二（三七）五八三〇番

プロパンガスの 事故防止を

プロパンガスが他の熱資源に比べて急速に普及したことは、簡単な施設で利用できることが

あげられます。このような普及率の向上に伴いプロパンガスによる災害事故も増加し、人的、物的被害も大きく、各地で多発しています。

そこでプロパンガスをより安全により上手に使い、いっそう豊かな暮らしづくりのために次の点に注意しましょう。

一、LPガスは都市ガスに比べ比重が重く漏洩した場合地面をほうようにたまりま

す。ガス臭い”と思ったらときは

まず窓や戸を全開してホークなどでガスを追い出し、新鮮な空気を室内に入れ、ガスの元栓をしめ、消防機関や関係業者へ連絡する。

二、古いゴム管は、ガスもれのもとで、新しい良質のものを

使うようにする。

とときどき点検をし弾力がなくなったり折れ曲げてヒビ割れしているものは早目にとりかえる。

三、ガス器具の汚れ、特にバーナーの目づまりは、不完全燃焼の原因です。器具の手入れ

をするとともに、ゴムホースの締付け個所の点検をする。

四、長時間ガス器具を使う場合は、部屋の換気に充分注意する。

は、部屋の換気に充分注意する。

四、長時間ガス器具を使う場合は、部屋の換気に充分注意する。

最低賃金改定のおしらせ

—山梨労働基準局—

山梨県労働基準局では、山梨県最低賃金を次のとおり改定しました。

この改定の適用地域、適用労働者、適用使用者は山梨県全域で労働者に係る最低賃金額（精皆手当、通勤手当、家族手当はこの最低賃金に算入しない）一日二、〇八六円（改定前）一、九一〇円）で、一日の所定労働時間が事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者または賃金の大部分が時間によって定められている者については、一時間二九九円。

ただし、座繰生糸製造業に係る繰糸、再繰または煮繭の業務に主に働く人については、一日一、八八六円（短時間労働者については、一時間二二六円）に改定されました。効力発生日は五十一年十一月二十日。

